

小売業における「業態」による分類項目の設定について

1 第8回検討チームにおける御意見

生産物分類で把握できることは生産物分類に任せて、JSICは「何を把握すべきか」を一度検討すべきではないか。百貨店やコンビニなどの業態での分類も必要であれば検討すれば良いと思うが、まずはJSICにおける業態の取扱いをどうするかをはっきりさせる必要がある。理想的な分類体系のあり方がイメージできない。

2 現行JSIC小売業

(1) 現行JSIC小売業の構成

現行JSICの小売業は、取扱商品による区分（＝業種）と、営業方法や営業形態などの商品の売り方による区分（＝業態）^(注1)による分類項目が混在している状況である。

(注1) 本稿においては、取扱商品による区分を「業種」、営業方法、営業形態などの商品の売り方による区分を「業態」とする。

(2) 現行JSIC小売業において業態にて設定された分類項目

現行のJSIC小売業において業態による分類項目として設定された細分類とその設定の経緯は以下のとおり^(注2)。

① 5611 百貨店、総合スーパー

従前、小分類、細分類ともに「百貨店」の項目名で設定され、この中に総合スーパーが含まれていたが、第11回改定において小分類、細分類ともに「百貨店、総合スーパー」に変更。

百貨店と総合スーパーは平成11年時点で概ね同程度の市場規模を有していたため^(注3)、産業分類上で区分することにより両業態の推移等を把握することを目的として、第11回改定時の当初案は、「セルフサービス方式採用の有無」を区分の基準として百貨店から総合スーパーを分離し、独立した細分類とするものであった。しかしながら、百貨店と総合スーパーの業態としての差（取扱い商品や売り方）が縮小傾向にあることや、区分の基準をセルフサービス方式とすることの困難性^(注4)により、細分類の分割は行わないこととなった。その際、当該細分類に総合スーパーが含まれることを明確化するため、小分類及び細分類ともに項目名を「百貨店、総合スーパー」とする変更となった。

(注2) 日本標準産業分類第11回改定及び第12回改定時の検討会及び部会議事録を参照

(注3) 年間販売額：百貨店 97,055 億円、総合スーパー 88,497 億円（商業統計 業態別の年間商品販売

額（平成11年）

（注4）セルフサービス方式を厳密に定義することが困難である中、セルフサービス方式採用の有無を区分の基準とした場合、調査客体における記入の困難性がより高まるものと懸念された。

② 5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）

第11回改定において、小分類「その他の飲食料品小売業」の中に設定。

当時、コンビニエンスストアは産業規模としてかなり大きく、かつ世の中に定着した業態となっており、産業分類の中に取り込んでその活動を顕在化させる必要があるとの認識の下で立項が検討された。立項先については、検討当時、コンビニエンスストアにおけるサービス業や金融業関連の業務も拡大しつつあり、今後さらなる変化も予想されること等から飲食料品小売業に区分することは必ずしも適切ではなく、将来的な位置づけについては十分検討が必要とされながらも、コンビニエンスストアの販売品目の中心は食料品であり^{（注5）}、産業分類が販売品目の多寡で格付けを行っていることを踏まえ、「飲食料品小売業」の中の「その他の飲食料品小売業」の中に細分類として立項された。

なお、第12回改定において、コンビニエンスストアを食料品小売業ではなく、各種商品小売業に位置づけられないかの検証がなされ、依然として食料品が取扱商品の70%を超えていることを踏まえ、引き続き食料品小売業に設定することとなった。

（注5）コンビニエンスストアにおける商品構成の推移

（単位：百万円、％）

	食品		非食品		合計	
	販売額	構成比	販売額	構成比	販売額	構成比
平成9年	4,029,855	77.15	1,193,549	22.85	5,223,404	100.00
10年	4,357,454	74.77	1,470,379	25.23	5,827,833	100.00
11年	4,525,838	73.76	1,609,841	26.24	6,135,679	100.00
12年	4,688,054	73.37	1,701,311	26.63	6,389,365	100.00

注：平成9年は商業統計、10年以降は商業動態統計による。

（第11回改定 第5回産業分類部会資料参照）

③ 6031 ドラッグストア、6091 ホームセンター

小売業において業種別に分類項目として設定されているものについて、当該業種で当該業種が取り扱う品目を実際にどれだけ販売しているかの比率（專業率）を確認したところ、医薬品小売業や化粧品小売業、また日用雑貨、金物の小売業等の細分類では專業率が低く、小分類になると高くなるといった実態が確認できた^{（注6）}。このことから、ドラッグストアやホームセンターを分類項目として設定することにより、データが適切に実態を捉えられるようになるのではないかと考えに基づき、ドラッグストア及びホームセンターの立項が検討された。

検討の結果、ドラッグストア、ホームセンターのいずれも、業態の安定性や将来性の観点から分類項目として設定することになった。ドラッグストアについては、その定義を「主として医薬品、化粧品を中心とした各種商品を一括して一事業所にてセルフサービス方式で小売りする事業所」とすることにより業態を捉えることが可能であるとして合意された^(注7)。一方、ホームセンターについては、取扱商品の範囲が、ワンプライスショップやディスカウントストアなどの類似の業態と重なっていることから、定義を「住まいの手入れ改善にかかる商品を中心に、家庭用品、園芸用品、電気機械器具、家具・収納用品などの住関連商品を総合的、系統的に品揃えし、セルフサービス方式により小売りする事業所」とし、両者を明確に区分するための商品名を設定することにより、新規立項が合意された。

(注6) 第12回改定 第20回産業分類部会の資料14に基づくもの。商業統計により作成。

(注7) 第12回改定におけるドラッグストアの最終的な定義文は、「主として医薬品、化粧品を中心とした健康及び美容に関する各種の商品を中心として、家庭用品、加工食品などの最寄り品をセルフサービス方式によって小売する事業所をいう。」とされた。

- 上記①～③の分類項目の設定が検討された際に、以下の論点が提示され、議論が行われた。
 - ・ 分類体系として、何を扱っているかという区分けになっている中、部分的に業態を取り込むことが許容されるか。
 - ・ 業態は変化しやすいことから、分類項目として設定した際の安定性や継続性はどうか。

これらの論点に基づく議論の末、規模として大きく、かつ社会に定着した安定性のある業態については、産業分類の中に取り込んでその活動を顕在化させる必要があるとの整理がなされた。具体的には、このような要件に見合う業態の分類項目が設定されることとなった。

3 生産物分類の設定時の整理

- 生産物分類では、経済活動における生産の成果として産出される生産物について、主にその用途又は質の違いに着目して分類している。

また、生産物分類の卸売業、小売業の分類項目は、経済センサス-活動調査の「商品分類一覧」の項目をベースに、生産物分類としての用途の類似性や業界自主統計等における区分設定等の観点から粒度の確認を行い、設定されたものである。
- 上記のことから、生産物分類の卸売業、小売業では、産業分類の卸売業、小売業との対応関係を念頭に置いて、取り扱われる財（物）が分類項目として設

定されている。

- なお、卸売業、小売業の分類項目の検討時に、百貨店やコンビニエンスストアなどの業態については、事業所のアクティビティの問題であるので、産業分類の検討の際に整理することとされた。

4 NAICS 及び ISIC における小売業の分類項目（詳細は参考資料に記載）

- 2022NAICS(2021年12月21日公表)における小売業では、分類の基準として a)取り扱う商品または商品群、b)事業所の一般的な取引の名称（取り扱う商品で見ると厳密な定義が困難な場合に適用される）の2点が定められている。「444110 ホームセンター業」、「445110 スーパーマーケット及びその他の食料品小売業（コンビニエンスストアを除く）」、「445131 コンビニエンス小売業」、「455110 百貨店」等の分類項目は、取り扱う商品群で区分することは困難であるため、商品の売り方（営業方法、営業形態）という観点から設定されているものと考えられる。

以上から、これらの分類項目は業態による区分であると思料。

- ISIC 第4版の小売業では、「非専門店小売業」と「専門店小売業」に小売業を大別し、取り扱う商品に基づき分類項目が設定されている。「非専門店小売業」では、「多種多様な商品を取り扱う小売業」として、専門店の分類項目には該当しない販売形態の小売業（スーパーや百貨店等）を捉えていると考えられる。また、専門店による小売業は小分類472から477まで6つの設定となっており、JSICよりも粒度が荒い^(注8)。

(注8) 第13回改定 JSIC の小売業では、35の小分類が設定されており、このうち中分類「56 各種商品小売業」、「61 無店舗小売業」に含まれる小分類及び小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」を除くと、専門店による小売業に関する小分類は24ある。

5 JSIC における「業態」による分類項目の設定について

- 生産物分類が設定されたことにより、現行 JSIC の「業種」（取扱商品）による区分では、生産物分類と分類基準（生産される財）が重複している状況である。
- 上記3の NAICS 及び ISIC の分類項目の設定状況を鑑みると、分類項目に「業態」を取り入れることは直ちに否定されるものではないと考えられる。
- また、規模が大きく、安定性のある業態の分類項目を設定することにより、業種別の専門店に紛れている非専門店（例えば、「医薬品小売業（調剤薬局を除く）」と「化粧品小売業」に紛れている「ドラッグストア」）の位置づけが明確になり、経済の実態をより正確に把握することが可能となると考えられる。
- これらを踏まえると、SUT での利用も考慮し、JSIC と生産物分類のすみ分けを行い、補完関係となるよう、JSIC における小売業は、「業態」による分類項目

の設定も必要であると考えられる。

- また、業態による分類項目を設定するに当たっては、他の産業と紛れなく区分するために、生産技術や資本設備などの観点による明確な定義を設けることが重要である。
- なお、小売業における「業種」による分類項目は、ISICの分類構造を参考としつつ、必要な検討を行い、中長期的には収れんさせることを視野に入れて、今後の検討課題としたい。